

東京港野鳥公園 事業計画書

東京港野鳥公園グループ

指定管理者候補者の提案額

1 施設名称

東京都立東京港野鳥公園

2 指定管理者候補者

東京港野鳥公園グループ

(構成)

東京港埠頭株式会社

公益財団法人日本野鳥の会

3 収支計画書

(単位:千円)

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	計
総支出額	128,163	128,163	128,163	384,489
利用料金収入	7,688	7,688	7,688	23,064
差引 (都への提案額)	120,475	120,475	120,475	361,425

Ⅱ 事業計画

【1 管理運営に関する基本的事項】

- (1) 公の施設を管理する指定管理者の役割を踏まえた上で、海上公園の管理運営について貴団体の基本的な考え方と視点を示してください。

1 指定管理者の役割と海上公園の管理運営の考え方と視点

(1) 指定管理者の役割

海上公園は、「海の都民への開放と自然環境の保全や回復」をビジョンとして、臨海部に体系的に創出され、現在は海辺の自然とのふれあいのほか、散策やスポーツなどレクリエーションの場を都民に提供する貴重な空間となっています。また、多様な生き物が棲む水辺や干潟を保全するなど、東京の都市環境の向上にも寄与しています。

指定管理者は、公園の目的や現状を踏まえて、東京都の行政代行者として法令を遵守し、公平・公正な立場で利用者に質の高いサービスを提供し、適切かつ効率的な管理運営を行う責務があります。

(2) 海上公園の管理運営の基本的な考え方と視点

海上公園は、施設を適正に維持管理するだけでなく、それぞれの可能性やその魅力を引き出すことによって、公園の魅力や価値を高めていくことが重要であり、そのために指定管理者の果たす役割は大変大きいものと考えます。

そこで当グループは、社会のニーズを十分に把握し、これまでの管理で培った知見や経験と、都民、NPOなど様々な人たちとの協働・連携により、公園の資源（生物、水、緑、施設など）の持つ価値や潜在性を最大限に引き出す管理運営を推進します。

2 東京港野鳥公園の管理運営の基本的な考え方と視点

本公園は、市街地に隣接しているにもかかわらず、これまで東京都のレッドリスト100種を含む236種の野鳥の飛来やトンボ類35種以上、チョウ類45種以上の生息が確認されるなど多様な生物が確認された環境であり、長年にわたり当グループが高度な環境管理により守ってきた貴重な海上公園です。

また、渡り鳥の休憩地としての広域的な拠点として、野鳥を主とした生物の多様性が確保され、自然体験や環境学習を行える数少ない場があります。

これらを踏まえ、東京港野鳥公園においては、**野鳥等の生息環境を環境管理計画に基づいて、NPO等と協働・連携し、確実に維持・保全するとともに、多様な自然体験や環境学習の機会を拡大することにより、公園の魅力を高めます。**



セタイガシ(絶滅危惧ⅠB類)の親鳥とヒナ



ネアカヨシヤンマ(絶滅危惧ⅠA類)

- (2) 東京港野鳥公園の管理運営について重要と考える事項を挙げ、それに対して貴団体のノウハウをどのように活かし、総合的に業務を展開していくか記入してください。

東京港野鳥公園の管理運営に係る重要事項

当グループが、東京港野鳥公園の管理運営の基本的な考え方を実現する上で重要と考える事項は、以下のとおりです。

○ 野鳥を中心とした生物多様性を維持・保全する公園づくり

自然環境の復元の経過と意義を踏まえた上で、野鳥等の生息状況を正確に把握します。また、当グループは、これまで独自の環境管理計画に基づく維持管理で様々な生物の環境要素を守ってきました。このノウハウを駆使し、引き続き野鳥を中心とした生物の生息地を維持・保全します。

○ 多様な自然体験や環境学習を展開する公園づくり

本公園は、樹林地、干潟、汽水池、淡水池など、野鳥の生息に適した様々な要素が環境管理により維持され、NPO等とともに人と自然とが共生した里地・里山の体験が行われています。また、レンジャーやボランティアによるガイド等により、自然に対する理解を深める活動を行っています。

これらを通じて、人が自然とふれあい楽しめる、自然体験や環境学習の場としての公園づくりを進めます。

○ 協働・連携により育む公園づくり

こうした貴重な自然地を持つ公園は、意義や重要性に共感する人たちによって、守り、育てることが重要です。そのため、これまで公園を支えてきたNPOやボランティア、企業等との協働を通じて、公園のもつ魅力を効果的に情報発信し、多くの人々に共感の輪を広げます。

また、自然系施設（※）との連携により、東京湾の生物多様性の保全に寄与します。
（※自然系施設：自然環境の中で、環境教育や自然保護に係る事業を行っている施設）

これらの重要な事項を展開するにあたっては、その基礎として野鳥等の生物多様性の保全と公園の利用に適正に対応した**維持管理**が不可欠です。

また、昨今台風の大型化などによる自然災害の被害が甚大化していることや様々な公園で東日本大震災を経験した指定管理者として**災害発生時等の対応能力**の強化も非常に重要であると考えます。

そこで、東京港野鳥公園の管理運営にあたっては、指定管理とそれ以前からの業務により培った統括運営のノウハウを持つA社と、全国で野鳥保護に取り組み、野鳥の専門的知見を有するB社が連携し、業務展開を図ります。

また、本公園の創設の意義と目的を共有した、NPO法人東京港グリーンボランティア（以下「GV」）と東京港野鳥公園 ボランティアガイド（以下「VG」）と連携を図り、都民等と育む公園づくりを推進します。

具体的には、(1)野鳥を中心とした生物多様性を維持・保全する公園づくり、(2)多様な自然体験や環境学習を展開する公園づくり、(3)NPO等との協働・連携により育む公園づくり、(4)公園の維持管理、(5)災害発生時等の対応、(6)公園の管理統括の**6項目を重要事項**として定め、GV・VGとの協働のもと、構成員のノウハウを総合的に発揮し、業務展開を図ります。（別紙1参照）

別紙1 ノウハウを発揮した業務展開

※GV＝NPO法人東京港グリーンボランティア

VG＝東京港野鳥公園ボランティアガイド

構成員の特徴と役割	
A社	東京港野鳥公園の持つ特性、機能、役割を熟知し、監督等の技術専門社員を有している。開園時から今日までの管理運営ノウハウを蓄積していることから統括を担当。
B社	開園時から本公園の業務に携わり、野鳥に関する卓越した専門的な知識と日本全国にある連携団体（支部）とのネットワークによる情報力を保有し、野鳥等に関する各種調査・環境管理・環境学習を担当。
協力団体	GV…本公園創設時からボランティアとして活躍し、魅力ある里地・里山体験を企画・実施。 VG…平成2年から、利用者に向けた、親切でわかりやすい野鳥等自然観察ガイドを実施。

	重 要 事 項	ノ ウ ハ ウ の 活 用	業 務 展 開
管 理 運 営	野鳥を中心とした生物多様性を維持・保全する公園づくり	B社のノウハウを活用した業務遂行 ・開園以来からの野鳥等の環境管理に関する専門的ノウハウ ・わかりやすい環境学習プログラムの開発力 ・野鳥等に関する情報・写真等のデータ保有力	・環境管理計画に基づく環境保全の継続実施 ・モニタリング手法を用いた自然環境調査 ・環境要素における生態系の仕組みなど環境学習プログラムを発信 ・ARで過去に飛来した珍しい野鳥を紹介
	多様な自然体験や環境学習を展開する公園づくり	・A社・B社と協力団体の企画運営力 ・B社が蓄積した環境学習に関するノウハウ	・東京港野鳥公園フェスティバル、里地里山フェスティバルの開催 ・協力団体による野鳥等自然観察ガイド ・四季折々の自然を活用した多彩な自然体験イベント ・生物の多様性に関する環境学習をオンラインで実施
	NPO等との協働・連携により育む公園づくり	・A社・B社、協力団体による都民参画型イベントの企画運営力 ・B社が有する国内ネットワークを活用した自然系施設との連携 ・企業CSR(環境美化活動)の受入体制	・東京港野鳥公園フェスティバル、里地里山フェスティバルの開催 ・東京湾の自然系施設等との交流会を開催 ・企業との協働による環境美化活動の実施
維 持 管 理 等	公園の維持管理	・A社の造園、電気、機械設備、建築等の技術者による専門技術力 ・A社、B社が開園以来の維持管理で培った知識や技術を集約した環境管理計画や維持管理ガイドライン ・既指定管理者として、当該施設の維持管理実績と精緻な知見	・東京港野鳥公園の特性に配慮した環境管理計画に基づく維持管理 ・安全性や快適性を重視した公園づくり ・維持管理ガイドラインの活用 ・PDCAサイクルを活用したパークメンテナンス方式の展開
	災害発生時等の対応	・独自に策定した「大規模地震発生時初動対応マニュアル」や「緊急時アクションマニュアル」の活用と訓練実績 ・対策本部の設置と東京都に対応した非常配備体制 ・協力団体と連携した避難者・帰宅困難者対応訓練実績 ・避難者や帰宅困難者向けの災害用品の備蓄（水、アルファ米、毛布等の常備、災害時用トイレの設置等）	・実態に即した訓練による利用者の安全確保を最優先にした災害対応力の強化 ・東京都等関係機関と緊密に連携した情報伝達施設の安全措置 ・避難者・帰宅困難者の混乱防止と一時滞在施設等への安全な避難誘導
総 括	公園の管理統括	・協力団体とのゆるぎない信頼関係 ・長年に渡る海上公園の管理運営実績 ・東京港野鳥公園で培った知識と経験に基づいた統括管理力 ・計画的な研修による人材育成 ・コンプライアンスのための管理体制	・野鳥公園マスター会議や月例会の運営 ・A社本社にマネジメントチームを配置し、強力なリーダーシップを発揮 ・公園の管理水準向上を目的とした目標設定、進行管理、事業評価による業務改善 ・行政代行者として必要な研修の実施

- (3) 法令や条例に基づき、障害者に対する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮、障害者の雇用、事業活動に係る環境負荷の低減等について、社会情勢の変化を踏まえ、指定管理者としてどのように社会的責任を果たすか、具体的な取り組みを示してください。

1 社会情勢の変化と指定管理者の社会的責任

海上公園を管理する指定管理者は、東京都の行政代行者として法令等を遵守し、人権問題や環境問題などの社会課題に対し、積極的に取り組む必要があります。

当グループは、社会情勢の変化を捉え、以下の取組を着実に行之、指定管理者としての社会的責任を果たしていきます。

(1) 障害者に対する必要かつ合理的な配慮

公園を利用する全ての人が、障害の有無によって分け隔てられることなく、支え合う共生社会の実現に向け適切に対応します。

- ① 社員を対象に社会的障壁の除去の実施についての**必要かつ合理的な配慮（以下、「合理的配慮」という。）に関する知識を深めるための研修**を行います。
- ② HPは、障害者を含む全ての利用者がウェブコンテンツを利用できるようキーボードでの操作やテキストのサイズ変更等のウェブアクセシビリティに対応します。
- ③ 受付窓口で**筆記用具を用意**し、障害特性に応じた対応を行います。
- ④ バリアフリーマップの整備や段差解消を実施し、誰もが使いやすい施設管理を行います。

(2) 障害者の雇用

「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨に則り、障害のある方を雇用し、働きやすい環境づくりを行います。

(3) 環境負荷低減に関する取組

環境負荷削減、省エネルギーの推進、再生品の使用等、管理運営業務全般において、環境に配慮した取組を推進します。

- ① 公園で使用する電力は、**再生エネルギーでつくられた電力に順次シフト**します。
- ② 執務室等は、照明のLED化やサーキュレーターにより使用電力量の削減に取り組みます。
- ③ 巡回、作業車両等は、ハイブリッド自動車や電気自動車等低公害車に切り替えていきます。
- ④ 管理運営業務で使用する事務、作業用品は、エコマーク認定を受けた製品を使用します。
- ⑤ 企業や都民と連携して実施する環境美化活動（清掃活動）等を通じ、環境について学ぶ機会を提供するなど、企業等の社会貢献活動をサポートします。
- ⑥ 東京港の様々な業務を担うA社の強みを活かして、**港内清掃で回収した魚の死骸を分解・処理**することで**肥料に変え**、園内の花壇に使用します。（実証実験）
- ⑦ **マイボトル給水機を導入し、廃プラスチック削減に関する情報を発信**します。
- ⑧ **作業で発生した間伐材は、生垣づくりやイベント時のノベルティにリサイクル**します。
- ⑨ 剪定枝葉は、堆肥化し里地里山活動の土壌へ還元します。
- ⑩ 小学校を対象とした課外授業で自然環境を学ぶ機会を提供し、意識啓発につなげます。

(4) 社会課題に対する組織の取組

人権問題や環境問題などの社会課題や、それに関連する法律等を学習する研修を毎年度実施し、ESG・SDGsに対する社員の知識を向上させるとともに、組織全体で社会課題に対応する活動を行い、指定管理者としての使命を果たします。

別紙2 当グループのサステナビリティへの取組

関連するSDG s の目標	環境への取組
  	環境負荷低減 ・事務用品等はエコマーク認定製品を使用 ・自然環境を学ぶ機会を提供し、環境に対する意識啓発
   	省エネルギーの推進 ・再生エネルギー電力へのシフト ・執務室等の照明をLED化、サーキュレーターによる使用電力削減 ・ハイブリッド式機器等への更新（社有車、作業車両）
   	大気汚染・水質汚染の防止 ・港内清掃で回収した魚の死骸を肥料に変え花壇に使用(社会実験) ・使い捨てプラスチックの削減（マイボトル給水機の導入等） ・発生した樹木の剪定枝葉を堆肥化 ・企業等との協働による環境美化活動
関連するSDG s の目標	社会への取組
 	ダイバーシティ推進 ・障害者に対する合理的配慮（バリアフリーの整備等）と雇用の促進 ・受付窓口で筆記用具を用意し、障害特性の応じた対応 ・労働環境や勤務時間等を配慮
 	DXの推進 ・デジタルサイネージによる園内情報の発信 ・AR・QRトランスレーターの導入 ・キャッシュレス対応機器の導入
   	利用者満足度の向上 ・安全・安心な管理運営（技術、能力、接遇力、危機管理能力の向上） ・現場ノウハウの蓄積（維持管理ガイドラインの活用） ・地域と連携した防災等への取組
関連するSDG s の目標	ガバナンスへの取組
  	ガバナンス ・野鳥公園マスター会議の設置 ・有識者による評価・助言 リスクマネジメント ・利用者の安心、安全を最優先にした維持管理 ・苦情・要望を検証・評価して業務への反映（PDCAサイクル） コンプライアンス ・研修による従業員のコンプライアンスに対する知識の醸成 ・グループ内の風通しの良い職場づくり 行政代行として公平・公正な取組 ・施設利用に係る公平性の確保 ・取得した個人情報の適正な使用と保管、使用後の消去

【2 人員配置計画等】

1/3

枚

(1) 人員配置計画

各管理組織（東京港野鳥公園、本社等）における職員等の役職、担当業務、能力等、雇用形態、一週間の勤務時間を、一人一人（1行ごと）記入してください。また、本様式とは別に、職員の勤務ローテーション表（標準1か月 A4 様式任意）を添付してください。

	管理組織		役職	担当業務内容 (具体的に)	能力、資格、実務経験 年数等	雇用形態				一週間の 勤務時間	備考
	野鳥公園	本社等				常勤	非常勤	その他	警備委託		
1	○		園長	現地責任者、一般管理事務統括、ボランティア調整、イベント企画調整等	公園管理運営業務歴20年程度、上級救命講習、防火防災管理者	○				40時間	
2	○		パークスタッフ①	施設管理(建物・設備・その他)、植物管理、一般管理事務、ボランティア調整、広報PR担当、イベント運営、受付及び巡回等	公園管理運営業務歴15年程度、上級救命講習	○				40時間	
3	○		パークスタッフ②	施設管理(建物・設備・その他)、植物管理、一般管理事務、ボランティア調整、イベント運営、受付及び巡回等	公園管理運営業務歴10年程度、上級救命講習、自然観察指導員	○				40時間	
4	○		チーフレンジャー	環境保全業務・環境調査等業務 全体統括、市民育成主担当	レンジャー業務、自然環境保全業務・環境調査業務歴30年以上、公共施設マネージャー、上級救命講習	○				40時間	
5	○		レンジャー①	環境学習・広報PR担当	レンジャー業務、環境教育業務歴10年程度、上級救命講習	○				40時間	
6	○		レンジャー②	環境保全・環境調査担当	レンジャー業務、自然環境保全業務歴10年程度、刈払機、上級救命講習	○				40時間	
7	○		レンジャー③	環境学習担当	レンジャー業務、自然観察指導員、刈払機、上級救命講習	○				40時間	
8	○		サブレンジャー	環境保全担当	レンジャー業務、刈払機、上級救命講習	○				40時間	
9	○		サブスタッフ①	受付及び巡回等			○			32時間	
10	○		サブスタッフ②	受付及び巡回等			○			32時間	
雇用人員数（実数） 計						8	2	0	0	総合計 25人(23人)	
合 計 (1)						10			—		
合 計 (2)						10					

*管理組織欄には、職員等が管理する公園名等に○印を記入すること。

*「常勤職員」とは、週40時間程度勤務し、貴団体が複数年にわたり雇用する職員をいう。

*「非常勤職員」とは、アルバイト、パートなど臨時に契約する職員とする。

*「その他」とは、派遣職員など、上記の雇用形態に該当しないものをいう。当該欄に記入した場合は、必ず「備考」欄にその内容を記載すること。

*「警備委託」とは、巡回警備など施設管理等に必要な人員を委託によって充てる際に記入すること。

*本様式に書ききれない場合は、本様式を複数枚使用すること（右上の欄に枚数等を記入すること。）。

*役職については、東京港野鳥公園等を管理運営する上で必要と思われる役職（所長、警備員等）を記入すること。

*能力、資格、実務経験年数等は実際に配置する予定職員を想定の上記入すること。

*雇用形態については該当する欄に○印を記載し、それぞれの数を合計すること。

*総合計欄は、本様式を複数枚使用したときに、雇用形態の総合計を記載するために使用すること（1枚目に記載すれば足りる。）。

この際、括弧書きで警備委託を除いた人数を記しておくこと。

【2 人員配置計画等】

2/3

枚

(1) 人員配置計画

各管理組織（東京港野鳥公園、本社等）における職員等の役職、担当業務、能力等、雇用形態、一週間の勤務時間を、一人一人（1行ごと）記入してください。また、本様式とは別に、職員の勤務ローテーション表（標準1か月 A4 様式任意）を添付してください。

	管理組織		役職	担当業務内容 (具体的に)	能力、資格、実務経験 年数等	雇用形態				一週間の 勤務時間	備考
	野鳥公園	本社等				常勤	非常勤	その他	警備委託		
1	○		サブスタッフ③	受付及び巡回等			○			16時間	土日祝
2	○		サブスタッフ④	受付及び巡回等			○			16時間	土日祝
3	○		警備員①	駐車場警備					○	8時間	日祝
4	○		警備員②	駐車場警備					○	8時間	日祝
5	○	○	公園センター長	統括管理、総合調整	公園管理運営業務・東京都との調整・港湾関連業務歴等20年程度	○				12時間	公園統括担当（野鳥公園、臨海副都心公園、東部地区公園）
6	○	○	機動補修 チーフ	巡回、維持修繕、緊急補修等(給排水・電気設備・遊具・害虫駆除等)	緑地維持業務歴20年程度、造園技能士、公園管理運営士、農業管理指導士、機械整備、刈払機、チェーンソー等	○				4時間	東京港野鳥公園を含む公園全体の担当
7	○	○	機動補修 スタッフ①	巡回、維持修繕、緊急補修等(給排水・電気設備・遊具・害虫駆除等)	緑地維持業務歴20年程度、造園技能士、農業管理指導士、機械整備、刈払機、チェーンソー等	○				4時間	東京港野鳥公園を含む公園全体の担当
8	○	○	機動補修 スタッフ②	巡回、維持修繕、緊急補修等(給排水・電気設備・遊具・害虫駆除等)	緑地維持業務歴20年程度、公園管理運営士、農業管理指導士、機械整備、刈払機、チェーンソー等	○				4時間	東京港野鳥公園を含む公園全体の担当
9	○	○	機動補修 スタッフ③	巡回、維持修繕、緊急補修等(給排水・電気設備・遊具・害虫駆除等)	緑地維持業務歴5年程度、機械整備、刈払機、チェーンソー等	○				4時間	東京港野鳥公園を含む公園全体の担当
10	○	○	機動補修 スタッフ④	巡回、維持修繕、緊急補修等(給排水・電気設備・害虫駆除等)	緑地維持業務歴5年程度、機械整備、刈払機、チェーンソー等	○				4時間	東京港野鳥公園を含む公園全体の担当
雇用人員数（実数） 計						6	2	0	2	総合計 (人)	
合 計 (1)						8			—		
合 計 (2)						10					

*管理組織欄には、職員等が管理する公園名等に○印を記入すること。

*「常勤職員」とは、週40時間程度勤務し、貴団体が複数年にわたり雇用する職員をいう。

*「非常勤職員」とは、アルバイト、パートなど臨時に契約する職員とする。

*「その他」とは、派遣職員など、上記の雇用形態に該当しないものをいう。当該欄に記入した場合は、必ず「備考」欄にその内容を記載すること。

*「警備委託」とは、巡回警備など施設管理等に必要な人員を委託によって充てる際に記入すること。

*本様式に書ききれない場合は、本様式を複数枚使用すること（右上の欄に枚数等を記入すること。）。

*役職については、東京港野鳥公園等を管理運営する上で必要と思われる役職（所長、警備員等）を記入すること。

*能力、資格、実務経験年数等は実際に配置する予定職員を想定の上記入すること。

*雇用形態については該当する欄に○印を記載し、それぞれの数を合計すること。

*総合計欄は、本様式を複数枚使用したときに、雇用形態の総合計を記載するために使用すること（1枚目に記載すれば足りる。）。

この際、括弧書きで警備委託を除いた人数を記しておくこと。

【2 人員配置計画等】

3/3

枚

(1) 人員配置計画

各管理組織（東京港野鳥公園、本社等）における職員等の役職、担当業務、能力等、雇用形態、一週間の勤務時間を、一人一人（1行ごと）記入してください。また、本様式とは別に、職員の勤務ローテーション表（標準1か月 A4 様式任意）を添付してください。

管理組織		役職	担当業務内容 （具体的に）	能力、資格・実務経験 年数等	雇用形態				一週間の 勤務時間	備考		
野鳥公園	本社等				常勤	非常勤	その他	警備委託				
1		○	自然環境 担当スタッフ	自然環境に係る企画等	自然環境保全・活用等業務歴12 年程度	○				40時間	本社勤務、自然施設運営全体の担 当	
2		○	マネジメント スタッフ①	公園管理運営における目標設定・進行管理、お客 様サービス・維持管理の水準向上等	公園管理運営業務歴20年程度、上 級救命講習	○				40時間	本社勤務、東京港野鳥公園を含む 公園全体の担当	
3		○	マネジメント スタッフ②	公園管理運営における目標設定・進行管理、 お客様サービス・維持管理の水準向上等	公園管理運営業務歴15年程度、上 級救命講習	○				40時間	本社勤務、東京港野鳥公園を含む 公園全体の担当	
4		○	マネジメント スタッフ③	主に施設管理における目標設定・進行管 理、維持管理の水準向上等	造園・土木施工管理技士、造園技能士、農業管理指導 士、刈払機、チェーンソー等	○				40時間	本社勤務、東京港野鳥公園を含む 公園全体の担当	
5		○	企画スタッフ	海上公園の活性化等の企画 担当	公園管理運営業務歴12年程度	○				40時間	本社勤務、東京港野鳥公園を含む 公園全体の担当	
6												
7												
8												
9												
10												
雇用人員数（実数）計						5	0	0	0	総合計（人）		
合 計 （ 1 ）						5						—
合 計 （ 2 ）						5						

*管理組織欄には、職員等が管理する公園名等に○印を記入すること。

*「常勤職員」とは、週40時間程度勤務し、貴団体が複数年にわたり雇用する職員をいう。

*「非常勤職員」とは、アルバイト、パートなど臨時に契約する職員とする。

*「その他」とは、派遣職員など、上記の雇用形態に該当しないものをいう。当該欄に記入した場合は、必ず「備考」欄にその内容を記載すること。

*「警備委託」とは、巡回警備など施設管理等に必要な人員を委託によって充てる際に記入すること。

*本様式に書ききれない場合は、本様式を複数枚使用すること（右上の欄に枚数等を記入すること。）。

*役職については、東京港野鳥公園等を管理運営する上で必要と思われる役職（所長、警備員等）を記入すること。

*能力、資格、実務経験年数等は実際に配置する予定職員を想定の上記入すること。

*雇用形態については該当する欄に○印を記載し、それぞれの数を合計すること。

*総合計欄は、本様式を複数枚使用したときに、雇用形態の総合計を記載するために使用すること（1枚目に記載すれば足りる。）。

この際、括弧書きで警備委託を除いた人数を記しておくこと。

【勤務ローテーション表：東京港野鳥公園】

管理公園：東京港野鳥公園

役職／日・曜日	1 日	2 月	3 火	4 水	5 木	6 金	7 土	8 日	9 月	10 火	11 水	12 木	13 金	14 土	15 日	16 月	17 火	18 水	19 木	20 金	21 土	22 日	23 月	24 火	25 水	26 木	27 金	28 土	29 日	30 月	備 考
園長	◎		◎	◎	◎		◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎		◎		◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎		◎	◎		
パークスタッフ①	○		○		○	◎	○	○		◎	○	○		○	○		○	◎	○		○	○			○	○	◎	○	○		
パークスタッフ②	○			○	○	○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○		
チーフレンジャー	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○		○	○	○	○		
レンジャー①	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○		
レンジャー②	○		○		○	○	○	○		○	○		○	○			○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○		
レンジャー③			○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○	○			○	○	○	○	○		
サブレンジャー	○		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		
サブスタッフ①			○	○	○	○				○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○				
サブスタッフ②			○	○	○	○				○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○				
サブスタッフ③	○						○	○						○	○						○	○						○	○		
サブスタッフ④	○						○	○						○	○						○	○						○	○		
警備員①	○						○	○						○	○						○	○						○	○		
警備員②	○						○	○						○	○						○	○						○	○		
公園センター長	②		②		④	②	②			③	④		③	②	②		②		④	②	②			③	④		③	②	②		
機動補修スタッフ①～⑤	④		③	③	④	③	③	④		③	③	④	③	③	④		③	③	④	③	③	④		③	③	④	③	③	④		維持修繕、緊急補修等
自然環境担当スタッフ		○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	通常本社勤務
マネジメントスタッフ①		○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	通常本社勤務
マネジメントスタッフ②		○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	通常本社勤務
マネジメントスタッフ③		○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	通常本社勤務
企画スタッフ		○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	通常本社勤務
行 事 等		定休日			全体会議				定休日							定休日			全体会議				定休日							定休日	
出勤スタッフ計	9	0	8	8	10	8	9	10	0	8	9	8	8	9	9	0	8	8	10	8	9	10	0	8	9	8	8	9	10	0	
内 訳																															
パークスタッフ	3	0	2	2	3	2	3	3	0	2	3	2	2	3	3	0	2	2	3	2	3	3	0	2	3	2	2	3	3	0	
レンジャー	4	0	4	4	5	4	4	5	0	4	4	4	4	4	4	0	4	4	5	4	4	5	0	4	4	4	4	4	5	0	
サブスタッフ	2	0	2	2	2	2	2	2	0	2	2	2	2	2	2	0	2	2	2	2	2	2	0	2	2	2	2	2	2	0	
センター長ほか スタッフ計	2	5	7	6	7	7	2	1	5	7	7	6	7	2	2	5	7	6	7	7	2	1	5	7	7	6	7	2	2	5	

(注)1 ◎印は、出勤日及び責任者

(注)2 ○印は、出勤日

(注)3 ○印の中の数字は、勤務時間数

(注)4 イベント開催時には、公園センター長を適宜配置する。

(注)5 企画スタッフについては、現場の応援が必要な際には適宜増員する。

(注)6 機動補修スタッフについては、作業状況等により、上記と異なる場合がある。

(2) 管理事務所と本社（グループ構成員を含む。）の連絡調整方法、役割分担、指揮命令系統について記入するとともに、その関係がわかる組織図（A4版：様式任意）を作成し、提出してください。また、組織として職員の技術や能力、接遇の向上を図るための貴団体の取組を具体的に記入してください。

1 組織構成

海上公園等様々な指定管理施設において長年の管理実績を有し、当公園の開園当初から培った知識や経験に基づくノウハウを有する「A社」と、野鳥に関する専門知識を有し、全国8カ所の自然系施設とのネットワークによる情報力を有する「B社」の共同団体で東京港野鳥公園の管理運営を行います。

2 指揮命令系統(別紙3)

- 管理運営するにあたって、指定管理者と「NPO法人東京港グリーンボランティア」（以下「GV」）、「東京港野鳥公園ボランティアガイド」（以下「VG」）との協働で、環境管理計画などの重要事項の協議、決定、評価、改善を行うための「**野鳥公園マスター会議**」をマネジメントチームが事務局となり実施します。なお、会議で決定した方針に基づく具体的な業務内容は、管理事務所での「月例会議」で共有し、計画的に管理します。
- A社の指揮命令系統は、本社に公園事業全体を統括する公園事業部を置き、その指揮命令を受け、現場管理を統括する「公園センター」を臨海副都心地区に配置します。東京港野鳥公園は、この「公園センター」の管理下とし、管理事務所に人員を配置して常駐管理します。
なお、「公園センター」には、センター長の指揮を受け、施設の維持管理を行う「施設係」と「機動補修チーム」を配置します。
- B社は、本社に施設運営支援室を置き、その指揮命令を受け、管理事務所に常駐する野鳥公園レンジャーが環境管理等を行います。

3 役割分担

- A社は、代表者として東京都やB社の連絡調整を図るとともに、公園のボランティア調整や月例会運営などの管理運営業務や公園施設の維持管理業務を担います。
なお、A社の本社には「**マネジメントチーム**」を配置し、指定管理事業の目標設定、進捗管理、評価、改善を担うことで効果的な管理運営を行います。
- B社は、野鳥を中心とした生物多様性を維持する環境保全業務を担います。環境保全業務にあたっては、モニタリング調査を行い、順応的管理の基礎資料とします。また、自然の仕組みや生態系を学ぶプログラム作成、環境保全業務に関する展示を行います。

4 技術や能力、接遇向上を図るための取組

東京港野鳥公園の大きな目的である生息地保全を確実なものとしていくためには、特に環境管理や環境学習技術等の向上が不可欠です。このため、環境管理能力を向上する取組を中心として、下記の6つの分野で研修等に参加することにより更なるレベルアップを図ります。

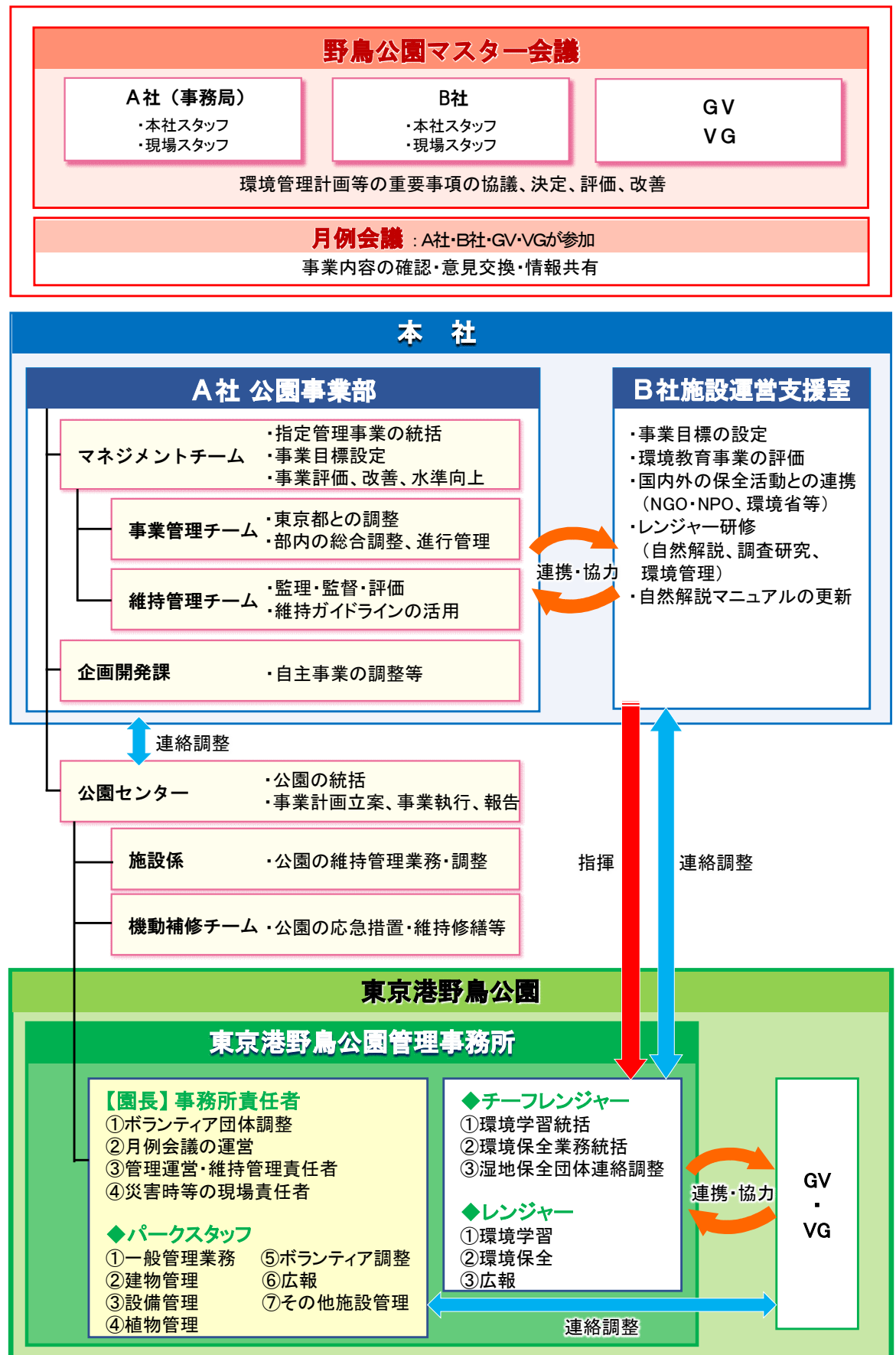
環境管理	環境管理・自然環境調査の先進事例等を収集し、公園管理に活かします。 ●B社レンジャー間の情報交換会：年1回 ●学会・シンポジウム等：年1回 ● ヒアリなど特定外来生物対策に関する講習会または生物多様性講習会：年1回
行政代行	指定管理者として求められる行政代行能力を向上させます。 ●公園行政への一層の理解を深めるための講習会：年4回 ● 指定管理者制度に関する勉強会：年3回 ●ボランティアコーディネーター研修：年1回
法令遵守	個人情報保護や反社会的勢力などコンプライアンスに関する理解や対応力を向上させます。 ●個人情報保護に関する研修：年1回 ●汚職等非行防止研修：年1回 ● 反社会勢力に関する研修：年1回 ● ハラスメント研修：年1回
接客接遇	来園者のおもてなしや様々なご意見に対応する能力を向上させます。 ●接客・接遇研修：年1回 ●クレーム対応研修：年1回 ●苦情・要望対応事例のOJT：年4回 ● 合理的配慮に関する研修：年1回
維持管理	資格取得支援のほか、技術力の向上を目的とした研修を実施します。 ●技術向上や安全管理のための内部、外部研修への参加：年10回 ●各種資格取得の支援：適宜
危機管理	発災時に適切にお客様の安全を確保するため、危機管理能力を向上させる訓練を実施します。 ●ボランティアと連携した避難誘導訓練：年1回 ●A社全体で実施する防災訓練：年1回 ●上級救命技能認定を取得 ● 災害対策の講習会：年1回

別紙3 組織運営図

※GV＝NPO法人東京港グリーンボランティア

VG＝東京港野鳥公園ボランティアガイド

指揮命令系統



【3 管理運営計画】

- (1) 東京港野鳥公園をより多数の都民等に利用していただくには、公園の特性を踏まえ、野鳥保護や自然環境との調和を図りながらその魅力とサービスを高めていく必要があります。このための取組について、体系的に記載してください。また、東京港野鳥公園の魅力を積極的に都民等へアピールする業務についても、併せて示してください。

1 東京港野鳥公園の特性

本公園は、都心に近接していながら、人工的に回復した海辺の豊かな自然があり、都民が身近に、シギ・チドリをはじめとした多くの野鳥を観察できます。また、野鳥の生息環境として創設された多様な環境は日本の生態系の復元モデルとして、都民が日本の自然の多様性やしくみについて知ることができるという特性を持っています。

新型コロナウイルス感染症の影響により屋外である公園利用のニーズが高まり、特に日曜日は昆虫を観察に来る小学生以下の子どもを連れたファミリー層の利用が増加しています。利用者層の変化によりこれまでの野鳥に特化したニーズから、野鳥を中心としつつも、昆虫やカニなどの水生生物、植物など様々な生物へ変化しています。

これらを踏まえて、当グループは野鳥保護や自然環境との調和を図りながら、ニーズにあわせた様々な事業を展開し、多様な利用の拡大と公園の魅力や利用者の満足度を高める管理運営を行います。

2 魅力とサービスを高める取組(別紙4図1)

(1) 野鳥を中心とした生物多様性を維持・保全

本公園の最大の魅力は、一年を通じて多くの野鳥を観察できることです。当グループは、こうした魅力を維持するために、野鳥を支える多くの生き物が生息できるよう、これまでも高度な環境管理を実践してきました。このことによって周辺の環境が大きく変化している中でも、**毎年約120種の野鳥が確認**されています。今後とも専門的な視点から、本公園の原点に立った環境管理を実践していくことで、野鳥を中心とした多様な生物の生息地としての維持・保全・継承に取り組み、魅力を高めます。

(2) 多様な自然体験や環境学習を展開

野鳥等の魅力を楽しく、分かりやすい形で学べるようにしていくことは、本公園の特性を活かす上で重要な取組です。このため、通常の観察説明を充実させ、観察時点では見られない野鳥等を映像等で解説します。また、NPO等との協働により、豊富な自然と触れ合えるよう、誰もが気軽に参加できる自然体験、里地・里山体験の機会を提供します。

また、野鳥等の生息環境を題材とした自然の仕組みや生態系について学ぶ自然学習プログラムを作成し、より掘り下げた環境学習を展開します。

さらに、自然環境に興味をもつ学生等を対象に野鳥公園における学生・研究者による調査等を通じて、自然環境を学ぶ機会を提供するほか、小学生を対象とした課外授業や**リモートでの環境学習**を実施するなど、公園利用を促す取組を行います。

(3) 協働・連携により育む公園づくり

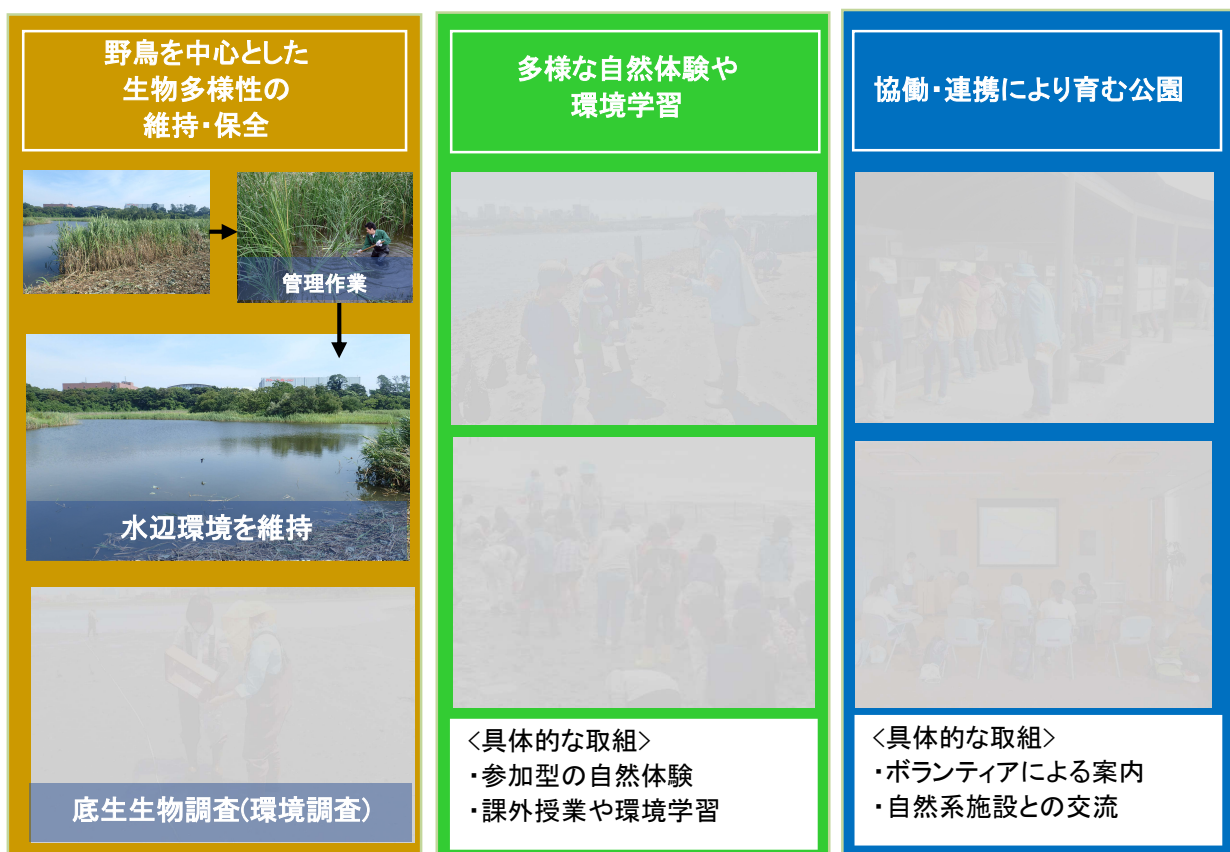
本公園は、NPO等との協働の仕組みと活動が運営の大きな特色であり、本公園の魅力の一つと考えます。これまで、年間を通じて行ってきた、数多くの協働活動を土台として、NPO、学校、企業、自然系施設団体に声をかけ、協働・連携の機会を拡大します。

3 多様な手法を用いた情報発信(別紙4図2)

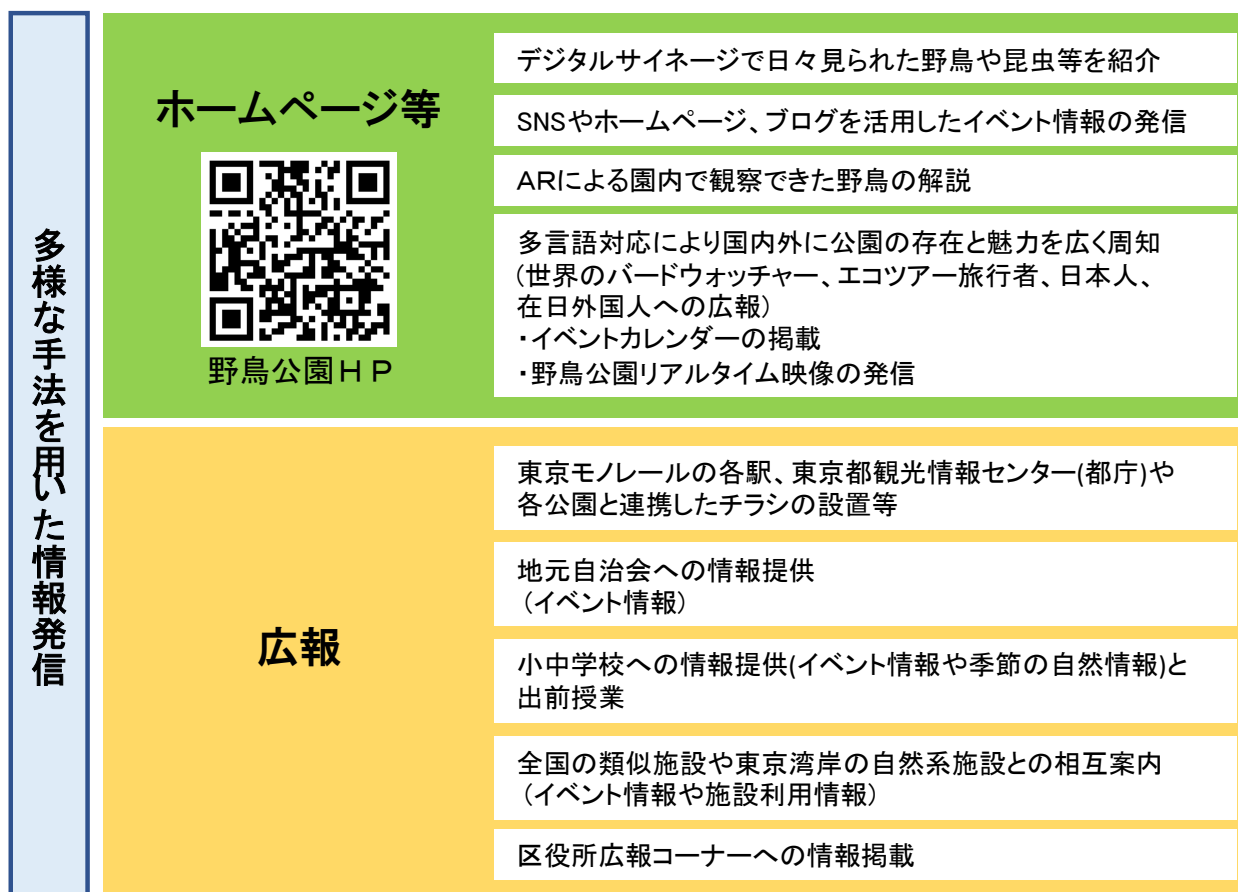
- 当グループは、都心に近接した本公園で、野鳥観察や環境学習が体験できることを、多くの都民等に知っていただくため、魅力あるホームページやSNSを運用し、学校等への環境学習行事等の情報提供、東京都をはじめとした行政広報など、関係するメディアを活用して積極的に情報発信します。
- **ARを活用し**、園内で観察できた野鳥の写真や解説をタブレットやスマートフォンから手軽に入手できる仕組みを作り、公園の**新たな楽しみ方を提案**していきます。
- 窓口においては、デジタルサイネージを設置し、日々見られた鳥、昆虫や植物等の自然情報を園内のみどころ情報を提供していきます。また、ホームページにおいても公園全体の魅力をタイムリーに発信するなど親切・丁寧な情報提供を行っていきます。
- B社の有する全国の自然情報を活用し、都民や外国人来訪者に日本の多様な自然や見所を伝えるとともに、公園に来る動機付けのため、ライブカメラを活用した園内の情報が手軽に入手できる**「どこでもバードウォッチング」を導入**し、世界に向けて発信します。また、東アジア・オーストラリアフライウェイパートナーシップの国内登録湿地に関する情報を発信し、本公園が自然の相談窓口となるよう努めます。

別紙4

＜図1＞ 魅力とサービスを高める取組



＜図2＞ 多様な手法を用いた情報発信



- (2) 公園利用者のニーズを的確に把握し、外国人を含めた多様な方に公園を利用していただくための取組を記載してください。

1 公園利用者のニーズの把握

大都市東京の象徴である湾岸エリアに存在する野鳥の聖域（バード・サンクチュアリ）、埋立地に復元された東京の自然、羽田国際空港に最も近い日本の自然保護区という当公園の特徴は、大変魅力的であり、自然志向の外国人来訪者の訪問目的地として高い潜在性を有していると考えられます。

当グループは、公園の満足度を高め多くの方に公園を利用してもらうよう、アンケート調査を定期的・継続的に実施し、多様な利用者ニーズの把握に努めてきました。こうしたアンケート結果を踏まえて、初めて来園した方から野鳥愛好家の方まで幅広い方々から要望があった**年間パスポートの導入**や夏季期間における**熱中症対策として屋内の飲食スペースを提供**するなど、利用者ニーズを的確に反映させた管理運営にも取り組んできました。

今後も、外国人を含めた多様な利用者ニーズを把握し、満足度を高める様々な取組や公園の自然を活かした取組を行い、より一層の利用者拡大を図るとともに、国際的に認知された野鳥公園とすることを目指します。

2 多様な方に利用していただくための具体的な取組

(1) 多様な利用者のニーズ把握

これまでのHPの問合せ窓口や現地での意見箱の運用、アンケート調査を行い、多様なニーズを把握し、その結果を有効的に管理運営に役立てていきます。

(2) 情報発信ツールの多言語化

外国人利用者を含めた多くの方が公園を安心して快適に利用できるよう、ホームページやパンフレット等の情報発信ツールの多言語化を行い、いつでも情報収集できる環境づくりを進めます。

(3) 多言語での受付案内やピクトグラムを活用

公園を訪れるすべての方が公園を快適に利用して頂くため、ポータブル自動翻訳機やタブレット翻訳機を導入し、多言語での受付案内を行います。また、園内の案内掲示や解説展示のピクトグラム化等を行います。

(4) 日本の自然の情報窓口

東京都観光情報センターや他の海上公園に公園の利用案内パンフレットを設置します。

また、自然への理解と興味を深める展示解説を行うとともに、B社の自然系施設とのネットワークを活用し、訪問先となる国内の自然系施設・探鳥地の紹介等を実施します。

(5) 各種イベントによる利用促進（3-（5）自主事業計画）

子供から大人まで楽しめるよう、豊富な自然や生きものにふれあうイベントをボランティア等と連携しながら年間通じて展開し、より一層の利用促進を図っていきます。

(6) 自然情報の発信

当公園は、都心に近接しながら多様な生物多様性が維持・保全されています。公園で観察できる鳥類・昆虫・花等の情報をホームページやSNSを活用して広く発信するとともに、園内ではデジタル機器等を活用し季節ごとに見られる生物の解説等を行い、満足度を高めるよう取り組みます。

(7) 展示物や掲示物の充実

ネイチャーセンター企画展示室で、外部の野鳥に関する作家による作品展を開催し、普段と違った利用者層に自然との接点を増やします。また、**自然学習センターなどで昆虫標本や萌芽更新などの展示物を掲示**します。

(8) 環境負荷低減に向けた取組

深刻化する海洋プラスチック問題に対応するため、**マイボトル給水機を設置**し、ペットボトルなどの廃プラスチック削減について、当公園から発信するとともに、展示解説や講演会による環境学習を実施し、環境負荷低減に貢献していきます。

(9) 自動販売機の充実等

アンケートで要望のある「軽食の提供」、「グッズの販売」に対応するため、**自動販売機の増設や商品の拡充**を図り、利便性の向上やニーズに沿ったサービスを提供します。

また、園内の樹木を利用したカッティングボード等のノベルティグッズを作成し、イベント時に配布します。

- (3) 東京港野鳥公園では、開園以来様々なボランティア団体、NPO、地元団体等が活躍しています。このような団体等との連携を含め、今後、貴団体が都民等との協働・連携についてどのように考え、どう推進していくのか具体的に記載してください。

1 都民等との協働・連携の考え方

東京港野鳥公園は、計画段階から野鳥の生息環境を守る様々な団体・グループの声が活かされ、今日に至っていることから、様々な人たちが相互理解のもとに育てていくという、協働・連携をテーマとした公園でもあると考えます。当グループは、本公園の設置目的に沿って、この協働・連携のもつ実効性をさらに発展充実させていくことが、公園の意義を広め、価値を高めていく上で、重要であると考えます。

2 協働・連携の推進方策(別紙5)

現在、当公園で活躍している「NPO法人東京港グリーンボランティア(以下「GV」)」、「東京港野鳥公園ボランティアガイド(以下「VG」)」等との協働・連携を、以下のとおり、積極的に推進します。

(1) 重要事項を共有化し、一体的な管理運営に努めます (別紙5参照)

当グループは、これまでも、GVやVGとの一体的な管理運営を充実させるため、環境管理計画などの重要事項を協議・決定する場として「**野鳥公園マスター会議**」や具体的な事業内容の確認と活発な意見交換を行う「月例会議」を開催してきました。今後も、これらの会議を通じて、重要事項を共有化し、一体的な管理運営に努めていきます。

(2) 自主的なボランティア活動をサポートします

ボランティア団体の運営や事業を充実させていくため、GV、VGに作業用具や関係器材を貸与し、活動しやすい環境づくりを進めていきます。

(3) 都民等との環境活動を推進します

環境美化活動をホームページで幅広く募集し、多くの都民や企業との協働・連携を推進することで公園の魅力を高めます。また、生物多様性向上に向けたクヌギやコナラの**萌芽更新を親子ボランティアと協働で実施**し、中長期的な樹林の管理を行います。

- (4) 都民等からの様々な要望、苦情に的確に対応するための具体的な考え方及び取組方法について記載してください。

1 具体的な考え方

指定管理者は、行政代行者として利用者からの要望、苦情に対して、公園に関わる法令や指針等を遵守し、公平・公正に対応しなければなりません。当グループは、利用者からの意見を業務に反映させ、利便性や満足度向上につなげます。

2 取組方法(別紙6)

(1) 要望、苦情は様々な手段で的確に把握

C S(顧客満足度)アンケートを実施するほか、HPでの問合せ窓口、電話、手紙、現場の直接応対・意見箱の設置など多様な方法で利用者の声を収集します。

(2) 内容に応じて公平・公正に対応し、業務に反映

要望、苦情は、公園に関わる法令とともに、公平・公正の観点から作成した「苦情・要望対応マニュアル」やこれまでの指定管理実績で蓄積したデータベースを活用し、対応します。

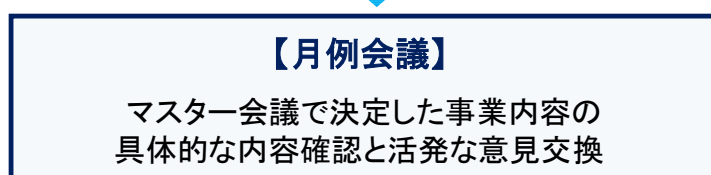
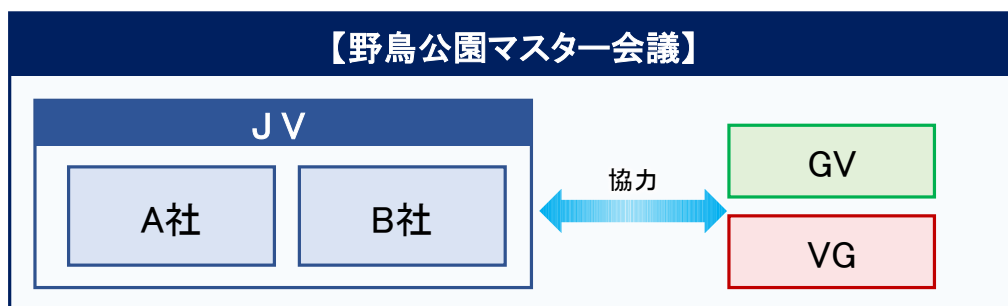
発生した際は、まず緊急を要する内容か否か、指定管理者の判断で処理できる範囲か否かを見極めます。指定管理者の判断で処理できる場合、緊急・即対応の案件は、速やかに対応します。

関係者との調整を要する案件は、マネジメントチームが東京都と連携して処理方法を決定し、対応結果を東京都に報告します。

なお、対応結果は、個人情報の保護を徹底することを前提に、A社の管理職で構成される「**苦情要望評価委員会**」において再発防止策を検討・評価するとともに、ご意見の内容とその対応を分類し、データベースとして蓄積することで、社員研修やマニュアル改訂に活用し、業務改善につなげます。

要望、苦情は、PDCAサイクルにより、内容の検証、評価を行い、改善内容を業務に反映させ、利用者の利便性や満足度向上に役立てます。

東京港野鳥公園の協働・連携体制



NPO等との協働・連携による一体的な管理の充実



別紙6 要望・苦情に対する取組



- (5) 東京港野鳥公園の魅力を向上させ、利用促進を図るため、指定管理者自らが経費を負担し、自主的な事業を実施することも重要となります。指定管理者として自主的な事業を行う際の計画内容を記入してください。

1 協働を軸に資源を活かした積極的な運営

環境移設という国内でも先進的な取組により、貴重な自然資源を持つ東京港野鳥公園では、公園の意義や重要性を共有する人たちによって、野鳥の生息環境を守り、育てるといった積極的な協働が重要です。今後さらに、協働の輪を広げていくためには、自然や生きものに触れ合うための環境学習の場や機会を提供することも不可欠です。このため、当グループはこれらを推進し実現を図るため、これまでの多彩な公園行事を継続して実施するとともに、以下の自主的な事業を積極的に展開します。

2 具体的な計画内容(別紙7)

(1) 野鳥を中心とした生物多様性を維持・保全する公園づくりのための自主事業

- ① 高度な環境管理技術の体系化と発表・展示
- ② **NPOや地域住民との協働による樹林の萌芽更新**



(2) 多様な自然体験や環境学習を展開する公園づくりのための自主事業

- ① NPO等との協働による多彩な**自然体験や里地・里山体験**(稲作体験、干潟観察会、昆虫観察等)
- ② 野鳥等の生息環境を題材として自然の仕組みや生態系を学ぶ自然学習プログラムの作成、実施
- ③ 学校との連携による自然学習プログラムを活用した**課外授業やオンライン授業**の実施
- ④ 東アジア・オーストラリアフライウェイパートナーシップ(EAAFP)の登録湿地や干潟を利用するシギ・チドリ等についての展示
- ⑤ 学生・研究者等の活用による公園の利用促進



(3) 協働・連携により育む公園づくりのための自主事業

- ① 自然系施設団体等との研究会・交流会議の実施
- ② 東京港野鳥公園の代表イベント**東京港野鳥公園フェスティバルの開催**
- ③ NPOや企業と連携した秋の**里地・里山フェスティバル**の開催
- ④ ボランティアと連携したガイドツアーを実施



別紙7 自主事業計画

GV＝NPO法人東京港グリーンボランティア

VG＝東京港野鳥公園ボランティアガイド

NC＝ネイチャーセンター センター＝自然学習センター

項目	内容	実施主体	実施場所
干潟や里山等の多様な公園資源を活用した季節毎のプログラム（公園行事を含む）	4月	春の子供干潟教室	GV 前浜干潟・NC視聴覚室
		干潟のシギ・チドリを観察しよう	B社 前浜干潟
		歩いてみよう!野鳥公園ポイントラリー!	B社 公園全体
	5月	春の干潟観察会	GV 前浜干潟・NC視聴覚室
		東京港野鳥公園フェスティバル	実行委員会 公園全体
	6月	初夏の干潟観察会	GV 前浜干潟・NC視聴覚室
		干潟の生きものガイド	GV 公園全体・学習センター
	7月	公園探検隊 虫をさがそう	GV 公園全体・学習センター
		夏休み宿題相談会	A社 前浜干潟・NC
	8月	夏休み自然観察会(干潟のカニを調べよう)	GV 潮入りの池・NC視聴覚室
		フジツボの子供を見てみよう	GV 潮入りの池・NC視聴覚室
		野鳥公園でチドリに会おう!	GV 潮入りの池・前浜干潟
	9月	干潟のカニ観察会	GV 前浜干潟・NC 視聴覚室
		干潟の生きものガイド	B社 前浜干潟・NC視聴覚室
	10月	秋みつけ!ちびっこ自然あそび!	B社 公園全体・NC 視聴覚室
		海ごみイベント	B社 NC・保護区
	11月	竹炭焼き	GV 西園・学習センター
		がた潟ウォークの干潟観察会	GV NC B1・前浜干潟
		里地・里山フェスティバル	実行委員会 公園全体
	12月	公園探検隊 野鳥をさがそう	GV 公園全体
	1月	公園探検隊 冬ごもりの生きものをさがそう	GV 西園
		ヨシ刈りとスダレ作り	GV 西園
	2月	野鳥公園でカモを探そう!	GV 東園・前浜干潟・NC
		初心者バードウォッチング	B社 NC
	年間 定例 行事	ショートプログラムスライドショー (日曜日13:30から)	VG NC
		潮入りぐるっと観察会(毎月第2日曜日13時から)	GV 東園保護区・前浜干潟
		クリーンアップ大作戦(毎月第1土曜日午前中)	GV 前浜干潟・NC 視聴覚室
		レンジャーとまわる!野鳥公園ミニガイドツアー	B社 公園全体
	固定メ ンバー 制行事	生物多様性について知る耕作体験 田んぼクラブ ・種まきから収穫までのお米づくり体験	A社・B社・GV 自然生態園水田・学習センター
	随時	学校との連携による課外授業	B社 近隣の小学校(オンライン授業含む)等
		環境管理技術の発表・展示	B社 NC
		自然系施設団体等との交流会議	B社 NC
		野鳥に関する作家による作品展	B社 NC
		東アジア・オーストラリアフライウェイパートナーシップ に関する展示	A社・B社 NC
		自然生態園の生きもの観察会	GV 西園

- (6) 海上公園では、東京 2020 大会の開催に伴い、ユニバーサル社会の実現に向けたバリアフリー化や多言語対応等の施設整備やサービス向上、スポーツ活動の推進等による機運醸成等を図ってきました。今後も、各公園で実施する東京 2020 大会レガシーを継承する取り組みについて、具体的に提案してください。

東京 2020 大会の成果を未来へつなぐため、ボランティア団体等と連携しながら、東京 2020 大会レガシーを継承する取組を実施します。

1 ボランティア活動の継続

(1) 園内ボランティアとの連携・協力

これまで東京港野鳥公園では、ボランティア団体と協働・連携しイベントや園内ガイド、維持管理作業など様々な取組を実施してきました。今後も、こうした取組を継続し都民のボランティア活動の定着につなげます。

(2) 「東京ボランティアレガシーネットワーク」へ活動の場を提供

東京港野鳥公園におけるボランティア活動を「**東京ボランティアレガシーネットワーク**」の**WEBサイトに掲載・発信**し、ボランティアの普及・定着に貢献します。

2 各種手続きのデジタルシフト

(1) ARやQRを活用した情報発信

ARによる園内で確認できた野鳥の写真や解説、**QRトランスレーター**を活用した多言語自動翻訳など、スマートフォンで手軽に公園情報が入手できるよう環境を整備します。

(2) キャッシュレス対応

利用料金の支払いは、**クレジットカードのほか、電子マネーやQRコード決済を導入**し、支払方法の多様化に対応します。

3 バリアフリーに向けた取組や障害者の方に対する配慮

(1) バリアを理解し、障害者の方への**合理的な配慮を学ぶ研修**

(2) HPのウェブアクセシビリティ対応

(3) 障害者特性に応じた窓口対応

(4) バリアフリーマップの整備や園内の段差等の解消

※詳細は、「1 管理運営に関する基本的事項(3) 指定管理者の責務」に記載

4 日本の自然の情報窓口

当公園の羽田空港に近い立地を活かし、海外からの旅行者をターゲットとし、空港内の東京都観光情報センターに日本語・英語の公園案内パンフレットを設置します。また、園内では日本の自然に関する展示解説を行うとともに、B社の自然系施設のネットワークを活用し、国内の自然系施設・探鳥地の紹介を行います。

5 多言語対応等の海外からの来訪者に対する取組

(1) 情報媒体の多言語化

ホームページを多言語化し、いつでも園内の情報を入手できる環境を整えます。

(2) 多言語での受付案内

ポータブル自動翻訳機やタブレット翻訳機を活用し、**多言語での受付案内**を行うほか、案内板のピクトグラム化を進めます。



【4 維持管理等計画】

- (1) 東京港野鳥公園を適正に維持管理していく前提として、海上公園が果たす社会的役割や位置付けについて、貴団体がどのように認識されているのか、述べてください。

1 海上公園が果たす社会的役割

海上公園は、全国、都内の公害問題が顕在化した昭和40年代後半に、自然の回復を図るとともに、海を都民へ開放することを目的として、東京都が取組んだ計画的な公園緑地プロジェクトです。

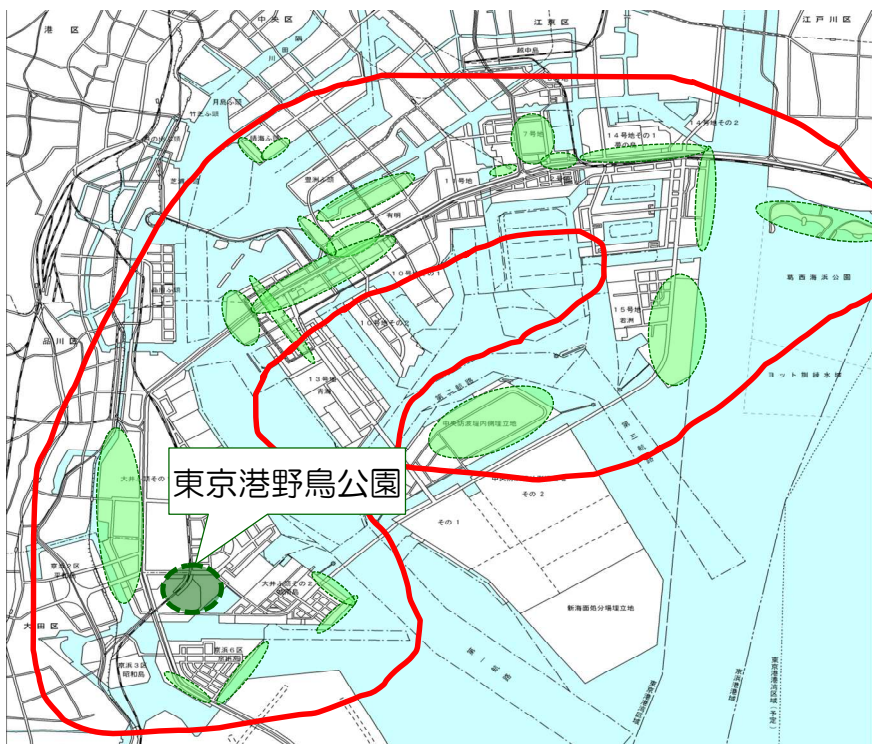
同プロジェクトは、東京都市計画公園緑地との整合を図りつつ、葛西から羽田沖まで続く臨海地域及び水域に水と緑のネットワークを創造するとともに、水域、渚、砂浜、栈橋といった都市公園では見られない施設を公園化するなど、全国でも類のない先駆的な事業と認識しています。

今日では、都民にやすらぎ・憩いの場の提供や季節感などを与えるだけでなく、多彩なイベントによる賑わいの創出や生物の生息地としての環境が維持保全されるなど、海上公園は東京の都市環境の向上に寄与しています。

2 東京港野鳥公園を適正に維持管理するための基本的な考え方

- 東京港野鳥公園は、かつてあった**野鳥の生息地を環境移設**という考え方と手法により、復元・回復されました。その自然環境（公園）は、東京湾のみならず、世界的にみてもシギ・チドリなどの渡りの拠点となるような重要度の高いものであり、野鳥生息等の観点から、継続して保全していく大きな社会的役割をもつものと認識しています。
また、市街地に近く、多様な自然環境をもつ施設であることから、都民等が身近に自然とふれあい、体験できる場としての役割も併せ持っています。
- 平成30年4月には、野鳥をはじめとする生物の多様化や近隣の海の水質浄化を図ることを目的として、前浜干潟が拡張され、今まで以上に、野鳥をはじめとした多くの生物が生息しやすい環境が整えられています。
- 以上のような海上公園の社会的な役割や位置づけ、東京港野鳥公園の生い立ちや役割・特性を十分に理解し、独自に整理した環境管理計画に基づき適切に維持管理を行います。
また、NPO等との協働により多様な自然環境を保全しつつ、安全で安心して利用できる環境を提供します。

《水と緑のネットワーク》



- (2) 東京港野鳥公園は、利用と保全の調和が特に必要とされる公園であり、専門的知見に根ざした高度な維持管理技術が求められます。東京港野鳥公園を適正に維持管理するための基本方針について記載してください。

1 野鳥等の生物多様性の保全と公園の利用に適正に対応した維持管理

本公園は、従前あった大井埋立地の鳥類等の生息環境を保全するため、**環境移設**という先進的な取組により、自然の復元、回復が行われた貴重な公園です。公園では、野鳥等の生息を誘導する**9つの環境要素**（樹林地、低茎草本地、高茎草本地、砂礫地、淡水泥湿地、淡水池、汽水池、内陸干潟、前浜干潟）の管理が最も重要であり、各々の役割や機能が果たせるよう、適切に維持することが不可欠です。

この環境要素は時間の経過とともに変化することから、独自の環境管理計画に基づく維持管理を行い、継続的なモニタリング調査や評価・検証によって計画の見直しと修正を行う順応的管理により、野鳥等をはじめとした多くの生物が生息できる環境を保全してきました。

今後もこうした実績やノウハウを活用し、**野鳥を中心とした生物多様性を維持・保全**するとともに、それが自然との触れ合いや体験の場となるよう、設置目的を踏まえた維持管理を実施していきます。

本公園西側の自然生態園は、自然環境保全のため、開園以来萌芽更新を実施してきませんでした。このため、クヌギ・コナラ林はほとんどが直径 20cm 以上の大径木化しており、ナラ枯れの被害にもあっています。**萌芽更新**を行うことで樹林の若返りを図り、生物多様性を向上させます。

2 野鳥を中心とした生物多様性を維持・保全する維持管理の基本方針

(1) 生態系の質を高める環境管理を積極的に行います

鳥類を始めとした多様な生き物が生息する 9 つの環境要素は、各々独立した生態系であり、その維持管理には高度な環境管理の技術が必要です。当グループは、これまでも公園の環境管理計画に基づく維持管理を継続し、**毎年 120 種を超す野鳥の生息を維持・保全**してきました。

今後も各々の生態系の特質に適合した、よりきめ細かい維持管理を実施し、野鳥公園の生態系と生息種の多様性を維持していくことが重要と考えます。

このため、目標鳥類等を設定のうえ、必要に応じた調査を適宜実施し、**学識経験者等の評価を受け**、環境管理計画に反映させる**順応的管理の手法**を用いて、積極的に環境管理に取り組みます。

(2) 希少な鳥類を重視した維持管理を展開します(別紙8表1)

東京都のレッドリストの中には、当公園に生息する種も多く、生物多様性の保全のためにも、レッドリスト種を重視した個別的・重点的な生息地管理が重要です。

レッドリスト種を中心に中長期的な生息目標となる鳥類を選定し、その生息環境の維持管理を研究することで、保全の使命に応えます。

(3) 自然体験や環境学習ができる維持管理を促進します

本公園は、これまでも都民、NPO等、様々な人々との協働によって支えられ、里地・里山体験など数多くのイベントは人と自然が触れ合う形で行われてきました。

今後も幅広い年齢層の都民等にイベントなどを通じて、9つの環境要素によって成立している生態系の仕組みや、生息種の特徴などについて環境学習プログラムを作成し、生物多様性への理解に繋がります。

(4) 外来生物に的確かつ迅速に対応します

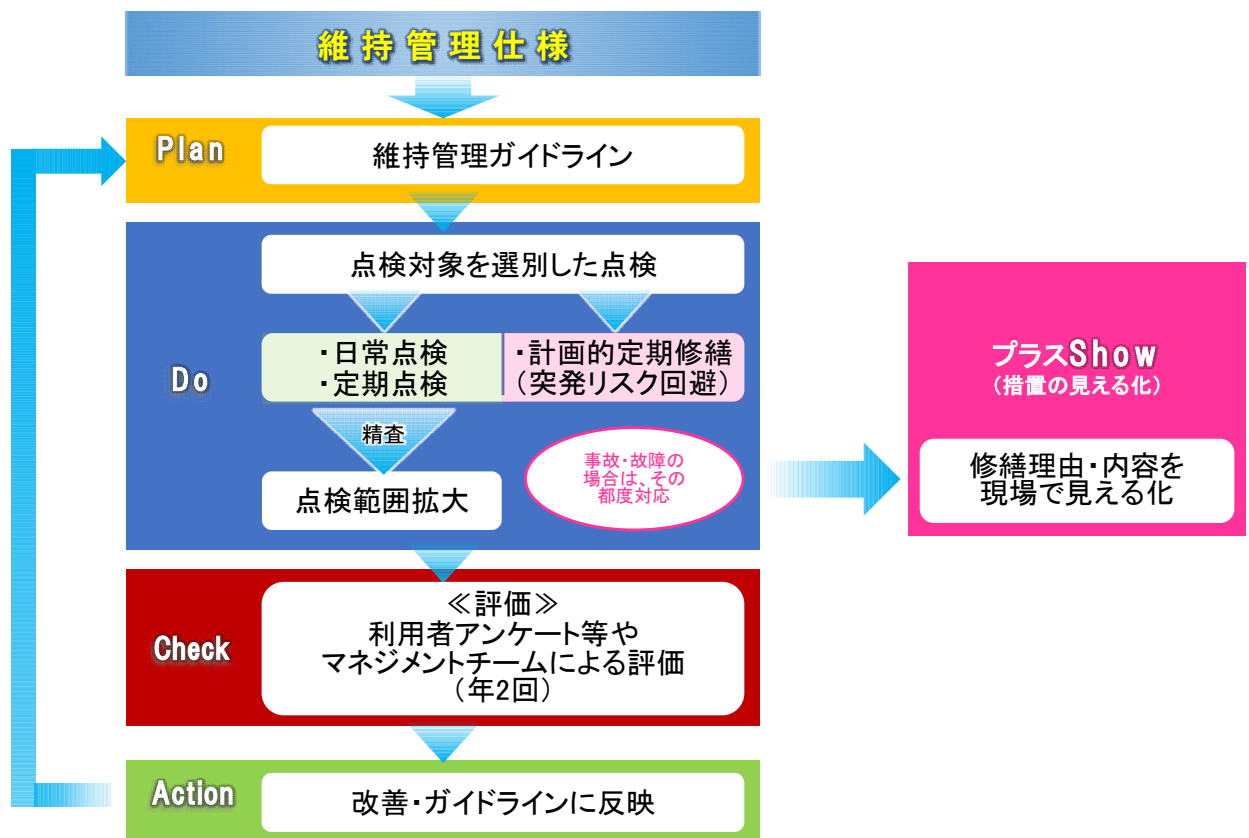
生物多様性を保全するため、外来生物を発見した場合は関係機関と連携し、迅速に対応を行うことで繁殖を抑制していきます。東京都環境局が推進する**「東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画」**に協力します。

3 一般緑地、施設等の維持管理の基本方針

- 一般緑地は、環境管理計画に基づき保全と利用のバランスに配慮した維持管理を行います。管理事務所周辺は、美しく剪定された景観木、低木や生垣により美観に努めるとともに、支障枝の除去や害虫の防除を実施し利用者の安全を確保します。また、園内の照度改善や景観向上を目的とした樹木剪定を計画的に実施し、防犯はもとより観察環境にも配慮した管理を行っていきます。
- 施設等の維持管理は、東京都の仕様に基づくとともに、これまでの維持管理のノウハウを結集した**「維持管理ガイドライン」**に沿って「点検⇒発見⇒改善」を基本に業務を遂行します。その際、計画的な部品の交換や施設の修繕も行うなど、予防管理の手法を基本とした独自の**「パークメンテナンス方式」**(別紙8図1)を用いた維持管理を行います。また、日々起こる不具合等については、専門的技術を有する「施設係」や緊急時に出勤する「機動補修チーム」により迅速に修繕を行い、安全安心、快適な利用環境を提供します。
- 維持管理全般にわたり、例えば間伐材を利用した散策路の生垣づくりや土留めへの利用のほか、剪定作業により発生する枝葉を堆肥化し里地里山活動の土壌へ還元など、ボランティア活動とも連携しつつ**持続可能な形で環境配慮**にも取り組みます。

別紙8

〈図1〉 パークメンテナンス方式



〈表1〉 レッドリスト種を中心とした希少な鳥類を重視した維持管理

利用環境	目標鳥類	希少性・生物多様性保全等	必要環境条件	管理内容
前浜干潟・内陸干潟 ・砂礫地・淡水泥湿地	メダイチドリ	東京都区部絶滅危惧Ⅱ類・渡り中継	・採食場所となる干潟 ・ゴカイなど底生生物や小魚 ・満潮時の休息地となる裸地あ るいは丈の低い草地	・草刈りによるヨシの抑制 ・耕耘による泥湿地の確保
	アオアシシギ	東京都区部準絶滅危惧Ⅱ類・渡り中継		
	キアシシギ	東京都区部絶滅危惧Ⅱ類・渡り中継		
砂礫地・淡水泥湿地 ・低草本地・樹林地	コチドリ	東京都区部絶滅危惧ⅠA類・営巣と採食	・営巣環境としての裸地	・繁殖期前の耕耘 ・草刈りによる草本の抑制
	セイタカシギ	東京都区部絶滅危惧ⅠB類・営巣と採食		
	モズ	東京都区部絶滅危惧ⅠA類・採食		
前浜干潟・淡水泥湿地 ・高茎草本地	ヒクイナ	東京都区部絶滅危惧ⅠA類・採食	・採食場所となる干潟 ・採食場所となる泥湿地	・草刈りによるヨシの抑制 ・耕耘による泥湿地の確保
淡水池・淡水泥湿地 ・高茎草本地	カイツブリ	東京都区部準絶滅危惧Ⅱ類・営巣と採食	・採食地となる開けた水面 ・営巣場所となるガマやヨシ	・ヨシ、ガマの刈取による開放水面の確保 ・水門等管理による水位の確保
	カモ類	水域の主要鳥類群・越冬期休息	・休息場所となる水面およびガマ ・ヨシ群落	・水中草刈による、水面とガマとヨシの配置調整
	サギ類	水域の主要鳥類群・採食	・採食場所となる水深15cm以下の浅い水面	・耕耘および草刈による水際植生の抑制
高茎草本地	オオヨシキリ	東京都区部絶滅危惧ⅠA類・採食	・密度の高いヨシ原	・ヨシの刈取による生育管理
	オオジュリン	東京都区部準絶滅危惧Ⅱ類・越冬期採食		
低茎草本地	セッカ	東京都区部絶滅危惧ⅠA類・採食	・丈の低い草地の確保	・草刈りによる植生の抑制
	ヒバリ	東京都区部絶滅危惧Ⅱ類・採食		
樹林地	アオジ	多様な構造を持つ樹林が必要な鳥類	・休息地となる低木やササ層	・ササの刈取方法の調整、藪の剪定による林内の複層化
	シロハラ			

- (3) 東京港野鳥公園を適正に管理するためには、東京都と連携を密にした上で、業務の内容を絶えずチェックする必要があります。維持管理業務を着実に遂行するための東京都との連携・協力・検査体制及び指定管理者による業務の指導・監督・検査体制について記載してください。

1 東京都との連携・協力・検査体制

東京都との維持管理業務に係る連携・協力・検査体制は、「定期的な報告に係る事項」と「協議を通じて東京都と連携を図る事項」に分かれるものと考えます。報告等にあたっては、マネジメントチームが自己検査を徹底した上で、誠実かつ確実に遂行します。

(1) 定期的な報告に係る事項

① 年間計画書の提出

施設維持管理作業(直営・外注)に関する年間作業実施計画や緊急対応等経費に相当する修繕等の年間修繕計画は、東京都との事前協議も含め、期限までに確実に提出します。

② 維持管理作業の実施

計画に記載された維持管理項目については、独自の**パークメンテナンス方式**により、業務改善を図りながら実施して、作業報告書へ反映します。

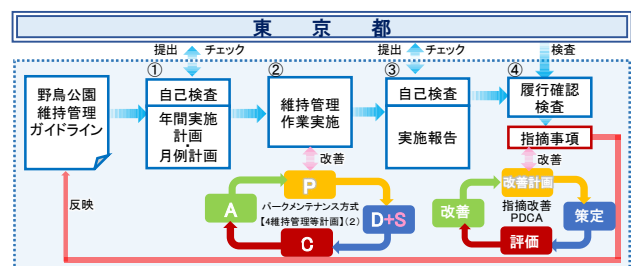
③ 実施報告の提出

毎月の実施報告については、小修繕の実績や図面・写真を添付するなど、分かり易い形で東京都に提出します。

④ 東京都の履行確認検査への対応

実施結果に係る東京都の検査については、事前に仕様書・設計書・契約書・作業報告書等を精査・準備し、検査に即応できる体制を整えます。指摘や意見等については、真摯に受け止め、顛末を記録した上で、速やかな改善を図るとともに、当グループの**維持管理ガイドライン**に反映します。

〈定期的報告に係る維持
管理業務とチェックの流れ〉



(2) 協議を通じて東京都と連携を図る事項

① 年間実施計画等が無い突発的な緊急時対応

事故・災害復旧等による緊急の場合は、事実確認と応急措置を実施し、速やかに東京都に報告と協議を行います。利用者の安全性や利便性等を確保する修繕は、現状と目的を説明したうえで実施の可否、施工方法について事前に東京都と協議します。

② 指定管理者の権限の及ばない案件

通常の維持管理を超えるもの、または社会性・事件性の強い事件・事故が発生した場合には、東京都と綿密な協議を進め的確に対応します。

2 外部発注業者への指導・監督・検査体制

当グループが発注する外部業者に対しては、東京都の施工要領や監督基準を準用して業務の指導監督にあたっていきます。具体的には以下により業務内容をチェックして適切な管理水準を維持します。

- (1) 業務が着実に実施されるよう、作業開始前、作業履行中に定期的に責任者と十分な打合せを行い、仕様に基づき工程管理、安全管理、品質管理について細部にわたる指導監督を徹底します。
- (2) 現場へ直接出向くことが難しい場合であっても、「**リモート監督体制**」にて、現場の状況をリアルタイムで共有しながら、効率的な指導・監督を行います。
- (3) 履行中の定期検査、履行後の検査は、当グループの検査員が、公正な立場に立ち的確な検査を実施します。
- (4) 検査員・監督員は、専門研修を行い一層の検査能力、監督能力の維持向上を図ります。

- (4) 都民や東京都からの修繕等の要望に対してどのように対応するか、指定管理者としての考え方や対応姿勢について、経費支出の考え方を含めて記載してください。

1 都民や東京都からの修繕等の要望に対する基本的な考え方

公の施設である公園施設を、常に安全・適正な状態に維持することは、指定管理者の基本的な責務です。当グループは、都民等から要望を受ける前に、計画的・先行的修繕により突発事項の発生を抑止する予防管理の考え方を柱とした独自のパークメンテナンス方式を活用して、常に良好な施設の状態を実現していく考えです。

東京港野鳥公園は、自然の回復・復元を目的に創出された公園でもあることから、昆虫などの生息地確保を目的に草地を短く刈り込まないといった、一般的な公園とは異なる植栽管理を実施するなど、生物多様性の視点に留意しつつ、様々な要望に取り組みます。なお、都民等からの修繕等の要望が生じた場合は、マネジメントチームが速やかに判断し、下記のとおり迅速かつ誠意を持って対応します。

(1) 緊急を要する案件

安全性に係る緊急案件は、利用者の安全を第一優先とし、公園スタッフと機動補修チームが現場の立入禁止等の保全措置を行い、東京都と調整しながら速やかに修繕を行います。

(2) 緊急を要しない案件

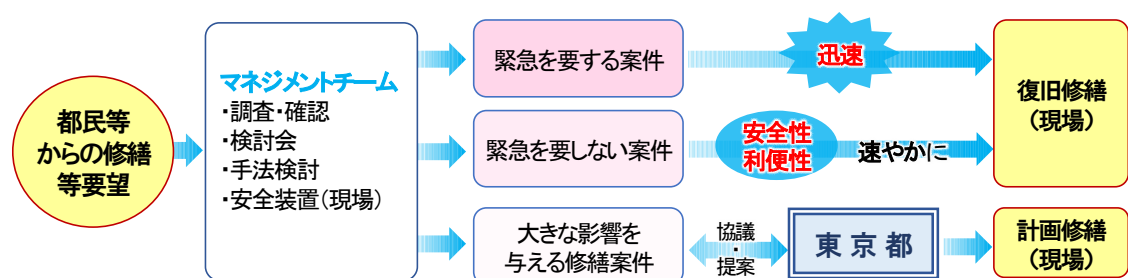
緊急を要しない不具合等については、要望等の趣旨と現場の調査確認等を行った上で、マネジメントチームと手法等を検討し、機動補修チーム及び専門業者が快適性や安全性に留意し、速やかに復旧修繕します。

(3) 大きな影響を与える修繕案件

淡水池の渇水や干潟に面した砂礫地の洗掘など、生物の生息環境や観察など公園利用に影響すると想定される案件は、マネジメントチーム及び当社技術専門部門との検討会を実施し、東京都や関係者と協議を進める中で、必要な提案を行います。合意のできた案件については、可能な範囲で計画的に修繕を実施します。

(4) サービスレベルアップに関する案件

暑熱対策施設の設置要望や園路のバリアフリー化など、サービスのレベルアップに関する案件は、上記(3)と同様に対応を図ります。



2 支出については、以下のカテゴリーに分け的確に対応

(1) 30万円未満の修繕

30万円未満の修繕は、利用者の安全性に関わるものを第一優先に、迅速に対応します。

(2) 30万円以上の修繕

30万円以上の修繕については、東京都へ提出する年間修繕計画に基づき実施し、計画書に記載がない緊急修繕が発生した場合は、既存計画との整合性や優先順位付けなどについて、東京都と協議し対応します。

(3) 緊急事態への対応

緊急事態には、安全性を第一に、事実関係を速やかに調査し、応急処置を実施します。時間を要する根本的な課題には、東京都と協議の上、実施主体や方法を明確にします。この場合においても、当グループは可能な限り柔軟に対応できるよう取り組みます。

- (5) 日々起こりうる事故の予防及び事故が発生した場合の応急対応について、東京港野鳥公園の特性を踏まえ、指定管理者としての危機管理に係る具体的な取組及び体制を記載してください。併せて、地震等災害の発生時における対応についても記載してください。

1 日々起こり得る事故の予防

- 東京港野鳥公園は、事故としては、①サンクチュアリでは、人目につかない池等での環境保全作業の事故、②自然生態園では、里地・里山活動等、ボランティアの方々の作業での事故、③一般園地では、樹木の生育や園路状況による事故、④自然環境の中にあるため蚊など生物被害による事故、これらに即した**事故予防が重要**と考えます。
- このことから、公園の日々の管理では、事故防止策として、①管理者自らが行う作業では、安全基準やマニュアルに基づき、相互に現場確認を励行します。②ボランティア活動では、保険への加入や作業の安全マニュアルを用意し、団体内での研修のほか、月例会議で作業の安全確保を確認します。③一般園地では、不特定多数の利用者の安全を第一として、予防管理の考え方を柱とした「パークメンテナンス方式」により安全確保を徹底します。④蚊を媒体としたデング熱などの感染症予防として、水たまりの除去や駆除剤散布などを実施します。⑤新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、設備や器具の消毒を徹底します。
- 休日は、特にお子様の事故(衝突・落下・躓き等)を予防すべく、**お子様の目線に立った注意喚起や安全対策を図る**等の事故防止策を実施していきます。

2 事故が発生した場合の応急対応(別紙9図1)

事故が発生した際は、初動体制を確立し迅速かつ的確な応急措置を行い、影響を最小限に留めます。

(1) 日常で発生した事故

日常で怪我や病気が発生した場合は、上級救命技能認定の資格を有する社員が応急処置を行い、必要に応じ救急要請をするなど迅速かつ適切に対応するとともに、東京都・関係機関へ速やかに報告を行います。また、公園管理事務所に**AED・救急箱を常備し、救命研修**を行い常に社員スキルの向上を図り、事故対応に万全を期していきます。

(2) 公園機能に影響をもたらす事件・事故

台風、大雨や雪害等による施設損壊、倒木等の被害、落雷による停電には、機動補修チームや維持管理の専門チームがスピーディーに対処します。事件・事故等は、初動に正確性を求め、警察・消防への迅速な連絡・サポートを行い、東京都・関係機関へ速やかに報告します。

(3) 社会的影響の強い事件・事故

鳥インフルエンザの発生や公園の大規模損壊等は、社会的影響が想定されるため、**対応窓口をグループ代表本社に設置**し、現場スタッフへの指揮を行います。また、当公園は外貿埠頭が近隣にあることから外来種であるヒアリが発見された場合には、ヒアリ同定マニュアルに基づき、迅速に対応します。なお東京都・行政機関との連絡には専用回線を確保し、情報の混乱を防ぎます。

3 台風における対応

- 台風接近時は、東京都が定めた異常気象等対応マニュアルに基づき、飛散物固定などの事前対策を適切に行います。また、利用者の安全を確保するため、臨時休園も視野に入れた判断を行います。
 - 台風通過中は事務所にスタッフを配置し、通過後、速やかに巡回・報告できる体制を構築し、園内状況を確認します。被害が発生した場合は、被害状況に応じて補修や立入禁止措置を行うとともに、迅速に東京都に報告します。
- なお、立入禁止など公園利用に影響が出る案件は、HPやSNSを活用し、周知します。

4 地震等の災害発生時に対する取組(別紙9図2)

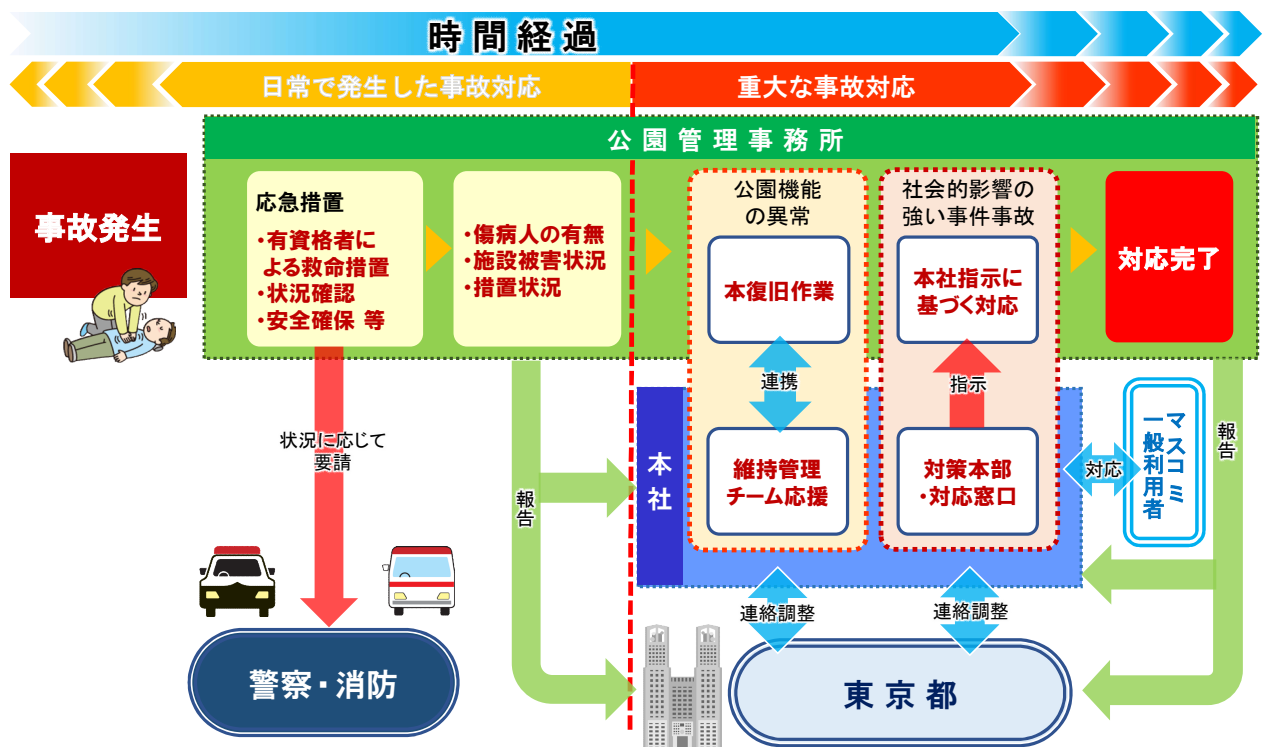
- 当グループ独自に策定した「大規模地震発生時初動対応マニュアル」及び「緊急時アクションマニュアル」に基づいて、まず利用者の安全確保を最優先とし、津波や施設等から利用者を守るため、迅速な避難誘導を行います。その後、現場対策本部を立ち上げ、通信手段を確保し、現場の状況をA社及びB社の本社に伝達するとともに、公園内の施設点検及び安全措置を行います。また、必要に応じて消防等関係機関に連絡するなど迅速な対応を行います。
- A社本社に公園全体を統括する対策本部を設置し、指揮命令、情報伝達を一元化し、関係機関との連携体制を整え、東京都に正確な情報を伝えます。
- 東京港野鳥公園は、大田区の防災計画で「大井ふ頭一帯」として避難場所に指定されているため、発災時は避難者や帰宅困難者が集まることが想定されます。そのため、避難してきた方への飲料水や食料、ブランケットの配布、公共交通機関の運行情報提供、一時滞在施設への誘導など、避難者や帰宅困難者の安全確保に全力を尽くし積極的に支援します。
- 関係機関との通信手段が途絶えることを想定し、公園管理事務所とA社本社間に災害用無線・災害用携帯電話を常備するとともに、東京都とA社本社間には専用無線を配備しています。

5 防災訓練の実施

東京港野鳥公園は、避難場所に指定されていることから、避難誘導や簡易トイレ設営、避難者や帰宅困難者向け備蓄品の確認、公共交通機関の運行情報など避難者が必要とする情報の提供、一時滞在施設である大田市場への誘導など、実態に即した訓練をボランティアと連携し、実施します。

別紙9

〈図1〉 事故が発生した場合の応急対応



〈図2〉 発災時の取組

